

	独占禁止法	金融商品取引法				
課徴金対象行為	私的独占 不当な取引制限等	インサイダー取引	相場操縦 〔 仮装・馴合売買 安定操作取引 〕	風説の 流布・ 偽計	継続開示書類 の虚偽記載・ 不提出	発行開示書類 の虚偽記載・不 提出
課徴金の 算定方法	売上額に一定率 (10%等)を乗じて得 た額に相当する額	例) 買付け等の総額と、重要事実公表後2週間の最高値に買い付け た数量を乗じた額の差額			例) 600万円or 時価総額の10 万分の6のい ずれか高い方	例) 募集・売 出総額の2.25%(株 券等の場合は 4.5%)
罰則(法人)	5億円以下の罰金	5億円以下の罰金	7億円以下の罰金		虚偽記載: 7億円以下の罰金 不提出: 5億円以下の罰金	
罰則(個人)	5年以下の懲役又は 500万円以下の罰金 又はこの併科(注1)	5年以下の懲役若しくは 500万円以下の罰金又 はこの併科	10年以下の懲役若しくは1000万円以下 の罰金又はこの併科		虚偽記載: 10年以下の懲役若しく は1000万円以下の罰金又はこの 併科 不提出: 5年以下の懲役若しくは 500万円以下の罰金又はこの併科	
没収・追徴に係る 特例規定	—	不公正取引により得た財産を没収・追徴			—	
課徴金と刑事罰 等の調整(注2)	罰金額の2分の1相当 額を控除	没収・追徴相当額を課徴金額より控除			罰金相当額を 控除	—
その他(注3)	算定率の加減算及び 課徴金の減免に関す る規定あり	課徴金の加減算に関する規定あり				

独占禁止法・金融商品取引法・公認会計士法の課徴金及び刑事罰の比較－2

課徴金対象行為	金融商品取引法				公認会計士法	
	公開買付届出書等の虚偽記載・不提出	大量保有報告書の虚偽記載・不提出	プロ向け市場等における		故意による虚偽証明等	相当の注意を怠ったことによる重大な虚偽証明等
課徴金の算定方法	例) 買付け総額の25%等	例) 対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1	特定証券等情報の不提供等、虚偽等 例) 発行価額又は売付価格の総額の2.25% (株券等の場合は4.5%)	発行者等情報の虚偽等 例) 600万円又は発行する株券等の市場価額の総額の10万分の6のいずれか大きい額	監査報酬相当額の1.5倍に相当する額	監査報酬相当額
罰則(法人)	5億円以下の罰金				—	
罰則(個人)	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科				—	
没収・追徴に係る特例規定	—				—	
課徴金と刑事罰等の調整(注2)	—				—	
その他(注3)	課徴金の加減算に関する規定あり				免除に関する規定あり	

(注1)私的独占又は不当な取引制限をした者に対するもの

(注2)具体的な調整手続は以下のとおり。

独占禁止法	金融商品取引法
<p>① 課徴金納付命令時に罰金額が確定している場合、当該罰金相当額の半分を控除した額の課徴金納付命令を出す。</p> <p>② 課徴金納付命令後に罰金が確定した場合、公正取引委員会の審決をもって、当該罰金相当額の半分を控除した額の課徴金納付命令に変更する。既に課徴金が納付されている場合、必要に応じ還付を行う。</p>	<p>① 課徴金納付命令時に罰金等の刑事判決が確定している場合 …当該金額相当額を控除した額の課徴金納付命令</p> <p>② 課徴金納付命令時に刑事裁判が係属している場合 …判決確定まで納付命令の効力停止。判決確定後に罰金額等と調整し、納付命令の変更又は取消し</p> <p>③ 課徴金納付後に起訴された場合 …判決確定後、納付済みの課徴金と罰金額等を調整し、納付命令変更し、還付</p>

(注3)加減算及び減免の概要については以下のとおり。

独占禁止法	金融商品取引法・公認会計士法
<p>【加算(算定率)】 10年以内に課徴金納付命令を受けていた者に対しては5割増しの率を適用</p> <p>【減算(算定率)】 違反行為を早期に取りやめた者に対しては2割減の率を適用</p> <p>【減免(金額)】 立入検査前に違反行為について 1番目に申請した者→納付命令せず 2番目に申請した者→50%減額 3番目に申請した者→30%減額 4番目に申請した者(公取委に把握されている事実以外)→30%減額 5番目に申請した者(公取委に把握されている事実以外)→30%減額 立入検査後に違反行為について申請した者(公取委に把握されている事実以外)→課徴金を30%減額 (検査前検査後全体で5番目まで、検査後は、3番目まで)</p>	<p>【加算(金額)】(金融商品取引法) 違反行為者が過去5年以内に金融商品取引法上の課徴金納付命令等を受けたことがあるときは、課徴金額が1.5倍に加算される</p> <p>【減算(金額)】(金融商品取引法) 一定の違反行為を行った者が当局の調査前に内閣総理大臣(証券取引等監視委員会)に対し報告を行った場合、課徴金額が半額に減算される(一定の違反行為) ・法人による自己株の取得におけるインサイダー取引 ・継続開示書類・発行開示書類の虚偽記載・不提出 ・大量保有報告書の不提出 ・特定証券等情報・発行者等情報の虚偽等</p> <p>【免除】(公認会計士法) 一定の戒告・業務停止、解散命令等を行う場合であって、課徴金の賦課が適当でないと思われるときは、命じないことができる</p>